

ポスト 2010 年目標日本提案 補足資料

## ◆個別目標 A の補足説明

(生物多様性の保全と持続可能な利用に対する多様な主体の参加を促進する。)

### 達成手法 A1 多様な主体の参加・協働・活動の推進

#### Ex⑤ 公益信託 日本経団連自然保護基金 (多様な主体間の協働活動の促進)

##### 1. 仕組

日本の大手企業を中心として構成される団体である日本経済団体連合会が 1992 年に設立した「経団連自然保護基金」では、会員企業や個人からの寄付金を活用し、日本国内やアジア太平洋地域を中心とする発展途上国における自然保護活動への資金的な支援を継続して実施している。その規模は、近年では年間約 2 億円、過去 17 年間の累計では、約 26 億円 (プロジェクト数: 861 件) となっている。プロジェクト 1 件当たりの平均支援額は 300 万円程度ときめ細かい支援を行っている。

支援は、毎年公募し、専門家による公正で中立な選考により決定されたプロジェクトに対しておこなわれている。こうしたプロジェクトベースの支援は、現地の活動団体に直接資金提供でき、支援効果の把握も容易で、資金提供者は資金の使途に関して安心感がある。また、使途に対しては、人件費等への充当を認めるなど、支援の受け手の利便性に配慮している。

##### 2. 支援実績

- ・アジア太平洋地域を中心とする開発途上地域における自然環境の保全に関する事業
  - 例：▽砂漠化が深刻な黄土高原において、自然条件に適合した防護植林と現地技術者の育成を行う事業 (中国)
  - ▽放棄されたエビ養殖池を以前の自然環境に戻すため、マングローブを植林する事業 (タイ)
  - ▽インドネシアボルネオ島のオランウータンや、エクアドルガラパゴス諸島の固有の種や生態系を保全する事業 (生息環境保全、密猟防止、外来種駆除など)
  - ▽現地の伝統的な稲作技術の再発見や日本の稲作技術との融合を通じて、持続可能で、かつ収穫量を向上させる、農業技術の改善事業 (ベトナム) など
- ・日本国内における優れた自然環境の保全に関する事業
  - 例：▽稀少動物「ヤマネ」の生態研究と、道路により分断された森の間を小動物が安全に往来できる通路「アニマルパスウェイ」の研究開発事業
  - ▽誤って漁網にかかり傷ついた個体の手当てや、確実に孵化できるような砂浜の環境整備等を通じたウミガメの保全活動
  - ▽人工繁殖させた「トキ」の自然回帰のため、里山生態系を復元し、えさ場等の生息環境を確保する事業 など

### 達成手法 A2 都市住民に対する生態系サービスの提供

#### Ex⑥ 身近な生物生息生育空間の再生

非自然的空間である工場跡地や埋立造成地などを、生態系に配慮した都市公園の整備等により自然的環境として保全・再生を図ることで、都市における身近な野生の生物の生息・生育空間の形成や自然とのふれあいの場となる拠点の提供を行っている。

## ◆個別目標 B の補足説明

(開発事業、貧困対策と生態系の保全を調和させるための手法を普及・確立させる。)

### 達成手法 B2 生態系にプラスの効果をもたらす社会資本整備

#### Ex① 生物の生息域を創出する河川事業

河川整備にあたって、河岸や水際をコンクリートで固めず、湿地、河原、樹木等を保全・再生・創出するとともに、川の流れによる地形の形成やその土地の植物の自生を促すなど自然の特性やメカニズムを活用することにより、生物の生育・生息・繁殖環境の再生・創出を行っている。

#### Ex② 様々な環境技術を活用した河川・湖沼の水質浄化

河川・湖沼の水質改善を推進するため、汚濁水が通過する低湿地にヨシ等の水生植物を植えることにより、窒素、リンなどを植物の根や茎に吸着させるなどの環境技術を活用し、汚濁水の浄化を図る。

#### Ex③ 生態系保全に資する港湾事業

- ① 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用して、汚泥上へ覆砂や干潟・藻場等の創出を行う。これにより、水質・底質の改善を図るほか、水中生物に良好な生息域を提供している。
- ② 老朽化した護岸等の更新に併せて、生物が共生し得る構造に転換し、水中生物の良好な生息域も併せて提供している。

## ◆個別目標 C の補足説明

(生物資源を用いる農林水産業などの活動において、持続可能な方法による生産の比率を高める。)

### 達成手法 C1 生態系に与える影響に配慮した農業生産技術の普及

#### Ex① 生態系に配慮した効率的・効果的な病害虫の防除の普及推進

農薬使用基準の策定とその遵守の徹底を通じて農薬の過剰投入を防ぐとともに、①病害虫の発生予察情報を活用した適切な防除時期の判断、②生物的防除（天敵等）・物理的防除（粘着板等）の活用など、農薬使用量を低減させるための農業生産技術を作物・地域ごとに特定し、その普及推進を図る。

#### Ex② 有機農業等生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及

上記 Ex①に加え、①たい肥等による土づくりの励行を通じた有機農業をはじめとする環境保全型農業、②家畜の排せつ物の有効利用、③使用済みプラスチック等廃棄物の適切な処理、④農業用機械・施設の利用におけるエネルギーの効率利用など、生態系に配慮した農業生産方法を地域の特性に応じて特定し、普及促進を図る。

#### Ex③ 生態系に配慮した農産物の認証・表示

上記 Ex①、Ex②など生態系に配慮した農業生産を実践している地域から生産される農産物を「生きものマーク」として表示する。マークのついた農産物を消費者が選択することにより経済性の確保と生物多様性の確保の両立を目指す。

### 達成手法 C2 生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺環境の創出

#### Ex① 生物の生息・移動を可能とするような水田周辺の水路及び湿地の整備

水田や水路などの整備において、生態系に配慮した整備を行い、水田を中心とした生態系ネットワークの保全を図る。例えば、フナ類が産卵期に水田や農業用水路に遡上して浅瀬の水草に産卵できるように、水田と水路との落差を解消する魚道などの整備を行う。

## **達成手法 C4** **Ex①** 海域の状況に応じた各種資源管理措置の組合せ

1. 資源管理にあつては、対象資源や漁業種類の特性に応じて実施することが必要であり、その実施にあつては、資源状況の適切な把握を踏まえて、以下の措置を組み合わせることが重要。
  - ①インプットコントロール（隻数・トン数の規制や操業日数の規制等）
  - ②アウトプットコントロール（漁獲可能量（TAC）の設定により漁獲量そのものを制限）
  - ③テクニカルコントロール（対象資源の生物学的特性にあわせ、漁期、漁場の制限、漁具・漁法の制限、体長制限（網目規制）等）
  
2. これらの措置については、特定の目的（例えば、産卵親魚の保護や稚魚の育成場となる藻場の保護）のために、特定の沿岸海域や特定の漁期を設定して規制を行う保存管理措置等が含まれる。このような管理は、「保護区」の在り方の1つを示唆するものである。
  
3. これらの規制は、法令に基づく公的規制を基本としつつ、漁業者の合意に基づく自主的措置も組み合わせて実施される。

## ◆個別目標 E の補足説明

(生物種を保全する活動を拡充し、生態系が保全される面積を拡大する。)

### 達成手法 E1 Ex① 地域の多様な主体と連携・協力する保護管理システム

#### 1. 保護区の設定、管理に当たっての課題

保護区の設定、管理に当たっては、設定面積の拡大が課題となる中で、

- ①地域社会が管理から切り離されてしまい、違法伐採、密猟が横行するなど、管理の行き届かない国立公園（ペーパー・パーク）存在。
- ②他方で、保護区の直接管理を目指す場合には、施設や職員が不十分であり、また土地取得が困難であるなどの事情が多くの上国で見られる。

#### 2. 我が国の国立公園制度の特徴

我が国の国立公園制度は、区域を国有地化することなく、区域内での住民の居住、農林漁業、観光業等の経済活動を認めた上で、これに一定の規制を課しつつ関係者による協力（区域内住民や産業従事者のボランティアによる清掃活動等の参加、観光業による公園サービスの提供、農林業による二次的な自然環境の維持管理等）を得ることにより、区域内の自然環境の保全・管理を図っている。

この制度の保護管理システムとしての特徴は、

- ①保護区の指定に当たって新たな土地取得が不要であるため、既に住民が居住し、農林漁業などが営まれている地域も含めて、広範囲の保護区の指定が可能である。
- ②原生的な自然環境の保存のみではなく、その周辺部も含めた幅広い自然環境の保全にも優れている。また、人間が生活、活動しつつ保全を図る二次的な自然環境をもカバーすることが容易である。
- ③保護区を国有地化する必要がないことから、土地取得に係る購入費用が不要であるほか、公園の維持管理に係る費用も住民の活動、協力を得つつ進めるため、保全管理に係る経費負担が少ない。

などが挙げられる。

こうした保護区の設定・管理には、地域住民との利害調整や理解の促進が不可欠であり、地域住民と管理当局との意思疎通、当局者からの説明、普及活動により、地域住民の活動、参加を促していくことが求められる。

#### 3. 途上国における国立公園制度の展開

途上国では、貧困解消、開発促進が優先課題とされ、国立公園の指定にあたっては、地域住民の利害、経済活動を排除して進めることが困難である。

このため、途上国における国立公園の広範囲な設定や適切な管理を進めていくためには、地域住民との利害調整や理解の促進を前提とし、管理に係る経費の低減も可能となる我が国の国立公園制度は有効な手法といえる。

地域住民の協力を引き出すには、管理当局による的確な制度設計と地域実態に応じた柔軟な対応が求められるが、我が国は、これまでの国内で培った経験があり、その経験を伝えることができる人材を有している。人材派遣、技術供与、国内での実地研修の受入等で二国間の枠組みで効果的な支援策が可能。

## **達成手法 E2**      **生態系の分断を解消するための連結ルートの設定**

### **Ex①**    **河川における生物生息・生育空間の連続性の確保**

河川の上下流の生物の生息・生育・繁殖環境の連続性を確保するため、ダム、堰等の建造物に魚道等を整備し、魚の遡上を妨げないような構造とする。

## ◆個別目標 F の補足説明

(生態系サービスの恩恵を持続的に享受するための仕組みを整備し、人類の福利向上への貢献を図る。)

### 達成手法F3 Ex① SATOYAMAイニシアティブ

(自然資源の持続可能な利用・管理のための取組)

#### 1. SATOYAMAイニシアティブの狙いと推進方法

##### (1) 背景

生物多様性の保全にとっては、原生的な姿で維持されてきた自然だけでなく、長い年月にわたる持続可能な農林水産業などの人間の営みを通じ維持、保全されてきた二次的自然も同じく重要である。

これらの二次的自然は、何世代にもわたって受け継がれてきた自然との関わり方や生物資源の利用方法により維持されてきたが、都市化や産業発展、地域の急激な人口の増加や減少など近年発生している様々な事情により、それら地域の持続可能性の維持が危ぶまれ、もしくは既に失われてしまったところも多い。

こうした地域は世界各地に存在しており、その価値を認め、その維持保全を図ることの重要性を世界的に共有しつつ、各地域の特性に則した対策を講じていくことが重要である。

##### (2) 提唱する活動と対象地域

① 問題解決のためには、各地域における持続可能な生物資源の利用・管理方法、近年直面する問題とその克服の方法を世界的に共有、分析し合うとともに、地方政府、国際機関、NGOの間での連携による関係者の能力向上や二国間や多国間のODAプロジェクトの促進を図ることが有効である。これを我が国はSATOYAMAイニシアティブとして提唱し、COP10を契機に国際的な連携の強化、取組の拡大を呼びかける。

② 本イニシアティブが対象とする地域は、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みを通じて形成されてきた二次的自然地域で、農耕地や集落、その周辺の森林・草地などから構成される地域であり、地域の気候・地形・文化・社会経済などの条件によりその特徴は異なる。なお、里山(Satoyama)とは、我が国における農山村集落(SATO: Village)の周辺に位置する森林(YAMA: Mountain/Forest)を指す日本語である。

##### (3) 今後の進め方

これまで、各国における事例調査を行うとともに、各国の政府関係者や専門家による準備会合を開催し、基本的考え方の検討を行ってきた。

当面は、2010年10月に日本で開催されるCOP10において、SATOYAMAイニシアティブを進めるため国、国際機関、地域団体などの関係主体が連携するパートナーシップの発足を目指す。

COP10以降は、パートナーシップにおいて具体的取組とその推進方策の検討を行う。日本政府は国連大学とともに、指針づくり、研修などの実施のほか、パートナーシップの当面の運営について中心的な役割を担う。

#### 2. SATOYAMAイニシアティブで重視する基本的な考え方

SATOYAMAイニシアティブでは、土地や自然資源の利用・管理手法について、各地域で培われてきたものや、近年の変化に対応して新たに試みられた成功事例を収集、情報共有し、その結果を

現地での取組に活用していくことを目指すが、その際には、特に以下の3つの要素を基本的な理念として重視していく考えである。

#### ①人と自然の共生と循環に関する知恵の結集

農林業などの自然資源の利用・管理は、生態系の働きを活かして、自然と共生した循環的な方法で行われる必要がある。

例えば、東南アジアで見られるホームガーデンでは、住居の周りに多種類の農作物や様々な樹木を栽培するとともに、家畜を飼育するなどにより、生態系の恵みを存分に生活に取り入れている。具体的には、異なる植物を適切に組み合わせることにより、様々な高さの樹木により日照を効果的に調節・利用しつつ、異なる果実を年間を通じて収穫するなど限られた土地を有効に活用し、安定的な生産活動を行っている。

このような取組を可能にしているのは、植物や家畜の特性、それらの利用、管理について、長年にわたって培ってきた知識と知恵に他ならない。

#### ②伝統的知識と近代的知識の融合

共生と循環に関する知恵は、経験的、実践的、伝統的に継承されてきた知識に基づくものが多いが、地域の自然的社会的条件の変化に応じて持続可能な利用・管理の方法や仕組みに科学的な知見を加えつつ改良することが有効なものも多い。

例えば、アジアの草原地帯では、地域住民がそこに生育する植物の種類から土地の劣化状態を判断し、放牧など土地の利用や管理に活用してきた。このような伝統的な知識の合理性が現代の科学で検証され、科学的根拠のある土地劣化診断法として確立されたところであり、現代的な土地利用においても診断結果を組織的、機能的に活用することが期待される。

このように、伝統的知識と近代の科学的知識の融合によって、現在の社会経済的状況や気候変動などの環境変化に適応した生産・管理システムへの発展を図ることが有効である。

#### ③新たなコモンズ(共同管理のしくみ) の構築

コモンズは、国家や自治体などの「公」と個人である「私」との中間の「共」によって自然資源の利用や管理が行われるシステムで、共に利用し、共に管理する仕組みである。現在の社会・経済的状況や気候変動などの環境変化に適応した生産・管理のためには、人-自然関係だけでなく、良好な人間関係や社会の仕組みも必要であり、生態系サービスの恩恵を受ける都市の住民や企業も含め、生態系サービスの利益と負担をより広域の様々な主体間で共有する新たなコモンズの創造が有効である。

### 3. SATOYAMAイニシアティブの推進により期待される効果

- ① 保護地域の拡大・適正管理などの保全施策に加え、世界各地の二次的自然地域における自然との共生を実現し、自然資源の持続可能な利用・管理と生物多様性の保全を同時に達成することにより、世界的なレベルで進む生物多様性の損失速度を顕著に減少させることに貢献する。
- ② 食料生産の安定化や多面的な土地利用を通じた収入の増加、燃料資源の有効活用を通じた貧困軽減などの人間の福利向上にも貢献するほか、自然と共生してきた地域の伝統的知識や文化を尊重することにもつながる。

## ◆個別目標Hの補足説明

地球規模で、生物多様性及び生態系サービスの状態を的確に把握し、その結果を科学的知見に基づき分析評価するとともに、それに対する認識を広め、理解を促進する。

### 達成手法 H1 生物多様性の状態の的確な把握

#### Ex② 「地球地図」の活用

地球地図は、地球の全陸域をカバーする統一仕様のデジタル地理情報（8項目）である。複数の地理情報を重ね合わせて経年変化等を可視化することにより、生物多様性の保全のための課題等を把握することが可能となり、行政部局による対策の企画立案の基礎資料として活用できる。

※地球地図整備は、1992年に、「地球サミット」において採択された「アジェンダ 21」を踏まえ、地球環境保全へ地図・測量分野から貢献する取組みとして、我が国が提唱。現在 180 の国と地域の国家地図作成機関が参加。

#### Ex④ 水辺の国勢調査などの長期的な生態系モニタリングの実施

河川環境の整備と保全を適切に推進するため、河川やダム湖における魚類、植物等の生物の生息・生育状況に関する調査を定期的、継続的、統一的に実施している。調査は平成 2 年度から継続して実施しており、生物の全国的な分布状況の変化の把握、各河川における植生管理（外来種対策）等に活用されている。

## 達成手法A2 Ex. 6: 身近な生物生息生育空間の再生 ～都市住民が自然に親しむ場の提供～

緑の少ない都心部に大規模な緑の拠点を創出するため、工場跡地等に都市公園を整備



整備前



樹林回廊

### 梅小路公園いのちの森(京都市、平成8年開設)

- ・ビオトープや、樹林回廊(歩行デッキ)を設置
- ・大学や研究機関、専門家、市民などによるモニタリングを行い、結果を管理に反映

## 達成手法B2 Ex. 1: 生物の生息域を創出する河川事業

従前は矢板護岸により護岸整備  
(下の写真から300m程度離れた場所)



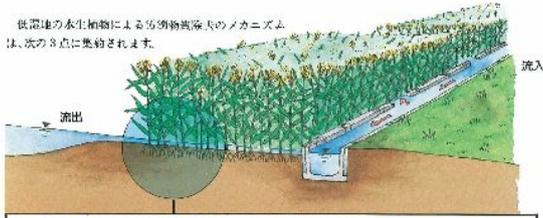
(撮影: 吉村伸一)

- ・矢板護岸を撤去して周囲の森林と一体化した川づくりを行った。
- ・現地の地形の変化にあわせて川幅を変化させた。

多自然川づくりの実施(横浜市 和泉川)

## 達成手法B2 Ex. 2: 水生生物を活用した河川・湖沼の水質浄化

低湿地の水生植物による汚濁物減除のメカニズムは、次の3点に集約されます。



- ①植物のリン・窒素の吸収による除去
- ②底泥の脱着、吸着作用による除去
- ③茎との接触による沈殿効果



湖岸植生による湖沼の水質改善(静岡県 佐鳴湖)

## 達成手法B2 Ex. 3: 浚渫土砂を活用した海域環境改善

浚渫土砂を有効活用した覆砂

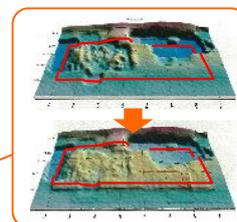
覆砂による水質改善

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用した覆砂、干潟・藻場等の再生など、良好な海域環境の再生・創出に取り組んでいる。

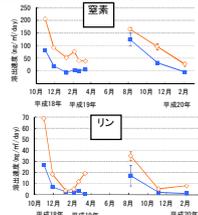
航路の浚渫により発生した良質の土砂を活用した覆砂を実施。モニタリングの結果、底泥からの栄養塩の溶出抑制、生物数の増加等が確認されている。



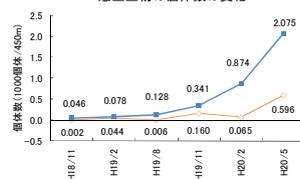
覆砂による水質改善(三河港)



底泥からの栄養塩の溶出抑制効果



底生生物の個体数の変化



## 達成手法B2 Ex. 3:生物共生型護岸 ～「潮彩の渚」の事例～

老朽化した護岸の更新に併せて生物共生機能を付加させることにより、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出。  
市民・NPOと協働して干潟観察やアマモ移植などの環境教育活動を実施。

(横浜港湾空港技術調査事務所)

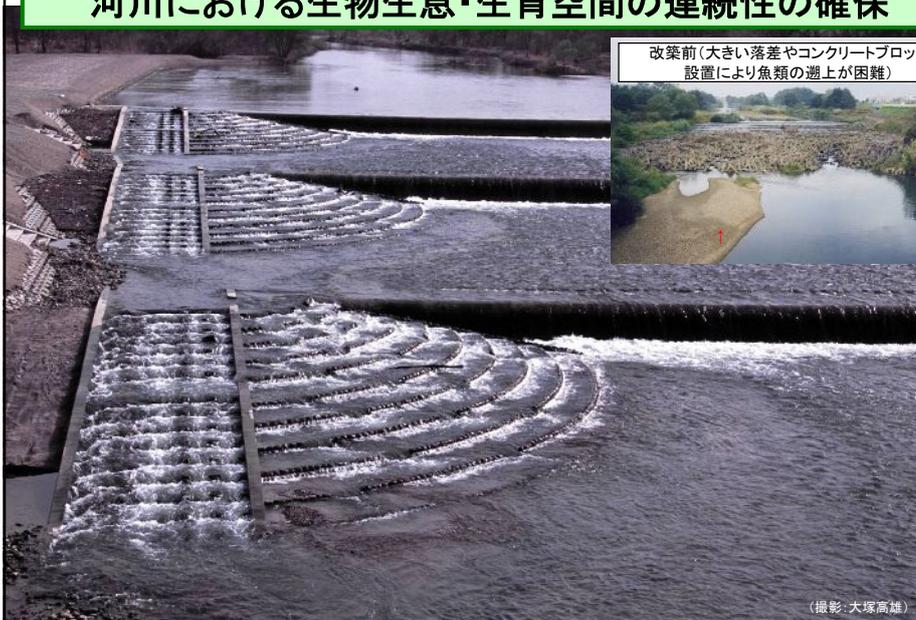


◇モニタリングにより確認された主な生物  
(H21. 2月末時点:施設完成後から約1年経過)



130種以上の生物を確認

## 達成手法E2 Ex. 1: 河川における生物生息・生育空間の連続性の確保



改築前(大きい落差やコンクリートブロック設置により魚類の遡上が困難)

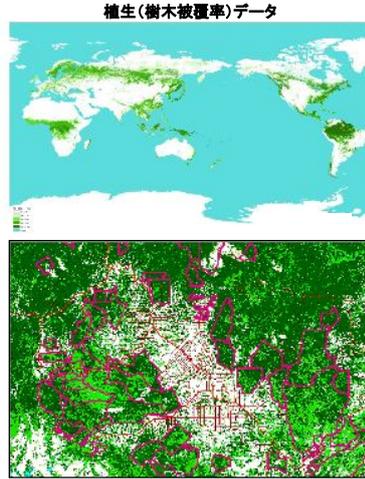
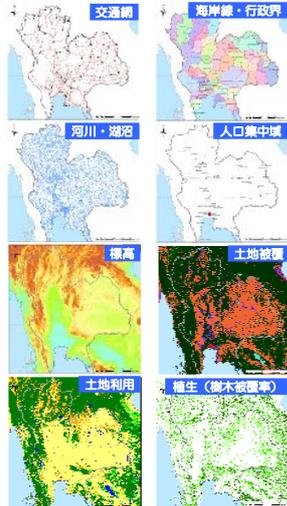


(撮影:大塚高雄)

魚道の設置による連続性の確保(窪田床固 最上川)

## 達成手法H1 Ex. 2: 地球地図

地球地図は、地球の全陸域をカバーする統一仕様のデジタル地理情報(8項目)である。複数の地理情報を重ね合わせて経年変化等を可視化することにより、生物多様性の保全のための課題等を把握することが可能となり、行政による対策立案の基礎資料として活用できる。



— 交通網(道路)  
○ 特別区域(保護区、国立公園、保全地域)

## 達成手法H1 Ex. 4: 水辺の国勢調査

### (1) 目的

河川を生物環境という観点からとらえ、定期的、継続的、統一的に、基礎情報を収集整備する。

### (2) 対象河川及びダム

主に国が管理する河川及びダム湖を対象

### (3) 調査項目

魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等、動植物プランクトン(ダム湖のみ)

### (4) 調査実績

- 平成2年度から調査を開始。
- 5年で各調査項目が1巡するように毎年調査を実施し、平成17年度で3巡が終了。
- 平成18年度から4巡目の調査を開始。



### (5) 調査結果の活用

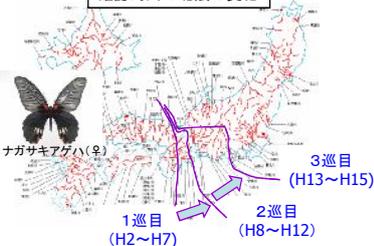
#### ●生物分布状況の変化の把握

～暖地性チョウ類の分布域の北進～

<ナガサキアゲハ>

- 本来は四国南部・九州以南を生息域
- 1～3巡目調査結果から分布を確認すると、生息域が北上している。

確認河川の北限の変化

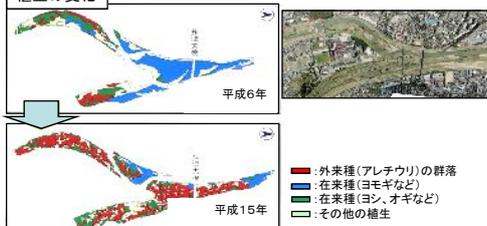


#### ●外来種植物の分布状況把握

～アレチウリ対策への活用～

- 調査対象地のアレチウリ群落面積が9年間で4.5倍に拡大
- かつてヨモギやカワラマツバの群落等が確認されていた場所にアレチウリが繁茂。

植生の変化



◆個別目標A: 生物多様性の保全と持続可能な利用に対する多様な主体の参加を促進。

課題

生物多様性の問題がよく認識されず、自然保護に携わる人々の取組にとどまっている。企業や消費者など多様な主体に求められる行動が明らかでない。



達成手法

A1: 企業、NGO等の参加・協働・活動

A2: 地方公共団体の施策

A4: 環境教育や持続可能な開発のための教育

A3: 住民・消費者の行動を促す普及啓発

数値指標

- ・企業、NGO等が自主的に策定する行動計画の数
- ・生物多様性に配慮した行動を行う人の割合

具体策

環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」、経団連の「生物多様性宣言」

- ①廃棄物、下水処理の推進
- ②森林環境税などの支払い
- ③緑化の義務づけ制度

社会科や理科などを通じた生物多様性に関わる教育の推進

「行動リスト」



(環境省HPより)

◆個別目標B: 開発事業、貧困対策と生態系の保全を調和させるための手法の普及・確立

課題

途上国では貧困対策が優先。生物多様性の保全は、後回しにされる傾向。

開発事業は生物多様性に影響を与えることが多い。

達成手法

**B1:** 生物多様性の持続可能な利用による貧困対策

**B2:** 生態系にプラスの効果をもたらす社会資本を整備

**B3:** 開発行為にあたり、生物多様性の保全への配慮

具体策

- ①国連ミレニアム開発目標(MDGs)の貧困対策との調和
- ②開発関連国際機関(UNDPほか)との連携

- ①生物の生息域を創出する河川事業
- ②水生植物を活用した河川・湖沼の水質浄化
- ③生物多様性に配慮した港湾事業

- ①戦略的な環境影響評価
- ②ミティゲーション(回避・低減・代償)



◆個別目標c: 生物資源を利用した活動(農林水産業等)で、持続可能な方法による生産の比率を高める。

**課題** 農林水産業は、生物資源を活用する産業で、生物多様性への影響が直接的。途上国の貧困とも直接的に関連。

### 達成手法

### 具体策

**C1:** 生態系に与える影響に配慮した農業生産技術の普及を図る。

- ①低農薬農業の普及促進
- ②生態系に配慮した農産物の認証・表示
- ③UNDPのグリーンコモディティ・サプライチェーン



**C3:** 森林環境の持続的利用を図る。

- ①森林整備・保全計画の策定と徹底
- ②持続可能な森林経営の基準・指標の普及
- ③違法伐採対策

**C4:** 持続可能な漁業生産と漁場環境の保全を促進する。

- ①資源の状況に応じた資源管理措置の組合せ
- ②養殖漁場における漁業者の水質改善への取組
- ③藻場・干潟の造成等による水産資源の生息環境の保全・創造

### 数値指標

- ・生態系に与える影響に配慮した農業生産に取り組む農業者数
- ・森林総蓄積、森林整備・保全に関する計画の策定面積、箇所数



◆個別目標D: 生物多様性への脅威に対する対策を速やかに講じる。

課題

生物多様性に対する脅威は依然として存在し、侵略的外来種や有害な化学物質等に加えて、気候変動も生物多様性の脅威。

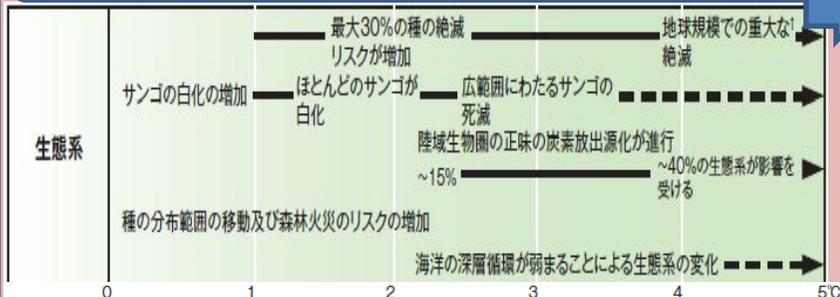
達成手法

具体策

D1: 侵略的外来種への対策

- ① 侵略的外来種の経路の制御
- ② 外来種の影響を抑えるための管理

D2: 気候変動の「緩和・適応」



- ① CO2増加につながる生態系の消失・劣化の防止
- ② 生物多様性に配慮したバイオマス活用
- ③ 脆弱な生態系の保全・再生 / 生態系ネットワーク構築
- ④ 気候変動枠組み条約等との連携

D3: 有害化学・汚染物質の影響の最小化

有害化学物質等の製造・使用・排出規制の徹底

D4: 絶滅のおそれのある種への脅威軽減

- ① 種の捕獲殺傷・採取損傷の禁止
- ② 保護増殖事業の実施
- ③ 国際及び国内取引の規制

数値指標

絶滅危惧種の個体数、保護対象種の数、生息域外保全の実施数、  
保護区の面積、保護増殖事業計画の策定された種の数



◆個別目標E: 生物種を保全する活動を拡充し、生態系が保全される面積を拡大する。

達成手法E1

地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムに基づく、保護区の面積拡大と管理強化

課題

- ①地域社会との関連が薄く、違法伐採・密猟などが横行する、管理の行き届かない国立公園(ペーパーパーク)が存在。
- ②管理施設及び職員(レンジャー)の不足、土地取得の困難

保護区の拡大が進まず、管理も不十分。

解決の  
具体策

地域の住民、産業の理解と協力を得て、保護区内の自然を適切に維持・管理し、持続的に利用。

保護区を広範囲で指定し、きめ細かな管理が可能。

(我が国の国立公園)

我が国の貢献: 我が国の国内での公園管理の手法を経験に基づき他国に普及する。

数値指標

保護区的面積・数・管理に携わる人数

→区域拡大と新たな指定を目指す

各国の自然的・社会的状況に応じた管理が必要であり、営造物制・地域制国立公園のそれぞれに長所と短所があることに留意。



公園の9割以上が私有地の伊勢志摩国立公園(環境省HPより)

◆個別目標E: 生物種を保全する活動を拡充し、生態系が保全される面積を拡大する。

達成手法E2

生態系の分断を解消するために、その連結ルートの設定や保護区の適切な配置により、生態系全体としての広域化・ネットワーク化を図る。

課題

①保護区が分断され、動物の季節的な移動が確保されない

②湿地等の消失により、渡り鳥の移動に支障が生じている

③河川横断施設(堰など)により、魚類の遡上が困難

数値指標

・連結・ネットワーク化により、生態系保全地域・保護区の総面積を拡大。

解決の  
具体策

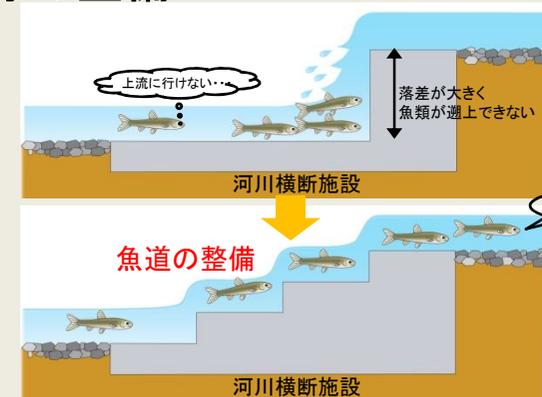
「緑の回廊」  
により移動経路を確保

渡り鳥の中継地等の保護のための  
各国連携 (フライウェイ)

魚類を遡上しやすくするための魚  
道等の整備



環境省HPより



◆個別目標F:生態系サービスの恩恵を持続的に享受するための仕組みを整備し、人類の福利向上への貢献を図る。

### 課題

生態系サービスに関する認識不足の解消。その維持に貢献する経済的な仕組みの検討の必要性。その維持を図るための活動の強化。

### 達成手法

### 具体策

**F1:** 生態系サービスの価値の把握・評価、精神的・文化的価値なども含めた価値への理解促進

① TEEB等生態系サービスの経済価値化に関する取組の推進

**F2:** 幅広い主体が生態系サービス維持のために協力・貢献する仕組みの検討・推進

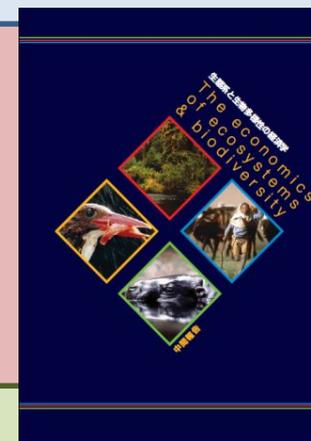
①森林環境税などの生態系サービスへの支払いの仕組み  
②森林保全への企業やNPO等の自主的な貢献活動

**F3:** 生態系サービスの保全のための活動を、文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進

①Satoyamaイニシアティブ、  
②エコツーリズム  
・グリーンツーリズム

### 数値指標

- ・ TEEB等を通じて把握される生態系サービスの価値
- ・ 持続可能な利用が達成される二次的自然環境の事例数・規模(面積、参加者数)



◆個別目標G: 伝統的知識の保護とABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)の取組を促進するための体制を整備する。

課題

① 遺伝資源を無断で海外に持ち出す不正取得への懸念

② 遺伝資源へのアクセスのルールが不透明

③ 遺伝資源の利用と利益配分に向けた能力の形成が不十分

ABS国際レジームの構築  
(議定書となれば義務的措置)

達成手法G1 国内制度の整備支援:  
レジームの途上国での着実な実施のため

各国の自主的な対応

達成手法G2 意識啓発: ABS国内法の遵守、  
契約締結、遵守を促すため

達成手法G3 技術協力、研究支援、研究  
開発の施設整備: 途上国における遺伝資源  
の潜在的価値を引き出すため

※ JBA((財)バイオ・インダストリー協会)、NITE((独)製品評価技術  
基盤機構)が実施中の施策

資源の提供者

微生物の探索・保存  
共同研究

利益の配分

契約締結を  
支援

利用国の企業

資源の提供

◆個別目標H: 地球規模で、生物多様性及び生態系サービスの状態を的確に把握し、その結果を科学的知見に基づき分析評価するとともに、それに対する認識を広め、理解を促進する。

### 課題

- ・生物多様性・生態系サービスの状況把握が不十分
- ・科学的知見に基づく分析評価の不足
- ・それらの結果を政策に活かしていく連携体制の必要性



### 達成手法

### 具体策

**H1:** モニタリング手法改善・体制整備  
生物多様性の状態の的確な把握  
結果の共有・普及の促進

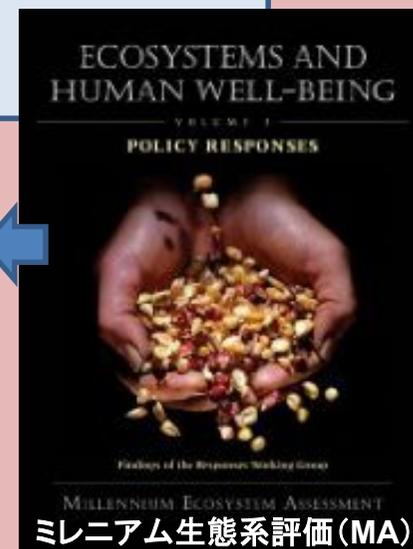
- ①GEO-BON
- ②「地球地図」
- ③高度技術によるモニタリング手法充実
- ④長期的な生態系モニタリング
- ⑤人材育成
- ⑥市民モニタリング活用

**H2:** 生物多様性状況及び生態系サービス評価に関する研究を政策へ反映

IPBES等の科学と政策の  
連携体制の推進

**H3:** 状況把握が不十分な領域の  
情報収集・研究を推進

海洋における情報収集技術の  
開発と調査の推進



◆個別目標I: 生物多様性の保全と持続可能な利用を達成するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。

### 課題

各国のODA、地球環境ファシリティ(Global Environment Facility)が支援する生物多様性保全のプロジェクトは、金額が不十分との途上国からの不満に加え、必要な対策が重複なく効果的に実施されているかという問題。

### 我が国のODA

- ・森林保全(森林火災予防、マングローブ植林)
- ・湿原管理(集水域管理、環境管理)
- ・研究・教育ネットワーク整備(生物多様性センター)

### GEFのプロジェクト

#### 4つの重要分野

- ① 保護地域の保全
- ② 生物多様性の主流化
- ③ 脅威への対応
  - (i) バイオセーフティ、
  - (ii) 侵略的外来種
- ④ ABSの能力構築

### 達成手法

- I1: GEF等の途上国支援資金について、戦略計画上の重要分野に集中させるなどにより資金提供の充実を図る。
- I2: 国際的な支援が必要とされる国、地域に対する効果的、効率的な二国間支援を実施する。

## 個別目標ごとの「達成手法」、「具体策」、「数値指標」

### 達成手法

各国、各地域、各組織の実態に応じて実施、適用するという前提の下、全締約国間でのCOP決定を目指すもの。

### 具体策

「達成手法」の具体的な例示であり、他の締約国からの理解・支持の程度に応じて、全締約国間でのCOP決定を目指すもの。

- 1) 我が国(政府、自治体、NGO等)の先進事例で、他の先進国での実施も推奨されるもの。
- 2) 我が国のODA事業等により途上国での実施を資金面、技術面で支援し得るもの。
- 3) 国際機関、国際的NGO等による国際的な取組が推奨されるもの。

### 数値指標

各国、各地域、各組織の実態に応じて、目標値として設定すること、又は目標の達成状況の測定のために活用することを前提に、全締約国間でのCOP決定を目指すもの。